

参加確認型公募に関する契約事務取扱について  
(契約事務細則第28条の2、第28条の3第1項ただし書及び第  
2項で別に定める件)

[平成28年10月26日付け]

[28農畜機第3586号]

改正 平成29年11月6日付け29農畜機第4021号-8

平成30年12月28日付け30農畜機第5384号

令和3年3月31日付け2農畜機第7395号

令和6年3月25日付け5農畜機第8400号

独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2。以下「事務細則」という。）第28条の3第1項の規定により参加確認型公募を経た上で契約を締結する方式に関しては、次のとおりとする。

1. 事務細則第28条の3第1項ただし書の別に定める契約
  - (1) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。
  - (2) 電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを行わせるとき。
  - (3) 特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入れをするとき。
  - (4) 独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍貸付規程（平成15年10月1日付け15農畜機第140号-1）及び独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍の借上基準（平成15年10月1日付け15農畜機第140号-2）に基づき、新たな宿舍を借り上げるとき。
  - (5) 他団体等の共催等による会議等を開催するための会場等を借り上げるとき。
  - (6) 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。
  - (7) 官報へ公告するとき。
  - (8) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）本部の事務室、地方事務所の事務室及びその付帯施設並びに（4）の規定により借上げた宿舍の賃貸借の変更及び更新をするとき。
  - (9) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務の供給又は提供を受けるとき（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）。
  - (10) 郵便の送付をするとき（信書に係るものであって料金を後納するものに限る）。
  - (11) 機構の目的を達成するために不可欠な特定の情報に係る情報の提供を受けるとき。
  - (12) 競争に付すると、法人において特に必要とする物件を得ることができないとき。
  - (13) 再販価格が維持されているとき及び供給元が一の場合における出版元等から書籍を購入するとき。
  - (14) 機構本部、地方事務所及び機構が所有する宿舍の設備等に予見不可能な故障が生じ、業務や職員の日常生活に重大な影響が生じる場合であって、ただ

ちに当該設備等の修理等を行う必要があるとき。

- (15) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れにおいて、当初予期し得ない事由の発生により、現在の契約に直接関連する契約が追加的に必要となった場合であって、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき。
- (16) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- (17) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ、若しくは借り入れ、又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (18) 前各号に掲げるものに準ずると認められるとき。

## 2. 事務細則第28条の3第2項の参加確認型公募を経た上で契約を締結する方式

### (1) 随意契約等審査委員会への諮問

事務細則第28条の3第1項の規定により参加確認型公募（以下「公募」という。）を行おうとする場合（契約事務細則第28条第2項に該当する場合を除く。）には、随意契約を行おうとする契約の相手方（以下「特定事業者」という。）を特定した上で、(2)の公告前に事務細則第28条の4の規定に基づき随意契約等審査委員会に諮るものとする。

### (2) 公募の公告

契約事務責任者は、公募を行う場合は、公募に係る応募期限の前日から起算して少なくとも10業務日前に、次の各号に掲げる事項について、掲示及びホームページ掲載により、又は必要に応じ新聞広告その他の方法により、公告を行うものとする。

- ① 公募に付する事項（件名、仕様要件等）
- ② 履行期限
- ③ 公募に応募する者（以下「応募者」という。）に必要な資格等に関する事項
- ④ 説明書の入手方法、入手場所及び入手できる期間
- ⑤ 応募方法
- ⑥ 関連情報を入手するための連絡窓口
- ⑦ 公募の結果、競争に参加することを可とされた者がいた場合は契約事務細則第28条の2の規定による企画競争に移行する旨（「企画競争に関する契約事務取扱について（契約事務細則第28条の2で別に定める件）」（平成19年12月27日付け19農畜機第3747号-2。以下「企画競争契約事務取扱」という。）の2（3）の⑦及び3（3）に掲げる事項を含む。）
- ⑧ その他必要な事項

### (3) 応募者から提出を求める書類等

契約事務責任者は、応募者に、次の各号に掲げるものを提出させるものとする。また、必要に応じ営業履歴書、定款、寄付行為、決算報告書等を添付させるものとする。

- ① 意思表示に係る書類（参加意思確認書）
- ② 会社概要（職員の状況、同種又は類似の業務の状況、契約の履行体制、その他契約の特性に応じて必要な事項を含む。）
- ③ 応募者に必要な資格等に関する書面
- ④ その他必要な事項

### (4) 公募審査委員会

- ① 契約事務責任者は、公募の審査を行うに当たり、あらかじめ公募審査委員会（以下「委員会」という。）を設置して審査を行うものとする。

- ② 委員会の委員長は契約事務責任者とし、委員は、担当部のほか経理部等の管理関係部の役職員を含めて構成するものとする。また、審査に当たり、高度な専門的知見等を要する場合は、必要に応じて外部有識者等に委員を委嘱することができるものとする。
- ③ 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決議するものとし、可否同数の場合は委員長がこれを決するものとする。
- (5) 委員会は、応募者が(2)③の資格等を満たすか否かについて審査し、企画競争に参加することの可否(以下、可とされた者を「合格者」、否とされた者を「不合格者」という。)について決定する。
- (6) 特定事業者との契約手続  
契約事務責任者は、応募者がいない場合又は応募者があっても委員会の審査の結果、合格者がいない場合は、直ちに特定事業者との契約手続に移行するものとする。
- (7) 不合格者への通知等  
契約事務責任者は、委員会の審査の結果、不合格者がいる場合は、速やかに不合格者に対し、不合格となった理由を付して書面で通知するものとする。
- (8) 企画競争の実施  
委員会の審査の結果、一以上の合格者がある場合は、2(2)①の仕様要件等を満たす最適な企画書を選定する企画競争を実施することとし、この場合に実施する企画競争の取扱いについては、本契約事務取扱の定めるところによる。
- (9) 企画競争を実施する旨の通知  
契約事務責任者は、(8)の規定により企画競争を実施する場合は、速やかに特定事業者及び合格者に対して、企画競争を実施する旨を通知するものとする。通知には、企画競争契約事務取扱の2(3)の⑤、⑥及び⑧に掲げる事項を記載するものとする。
- (10) 企画競争契約事務取扱の準用  
企画競争契約事務取扱の2(4)から(9)までの規定は、(8)の規定により企画競争を実施する場合に準用する。
- (11) 応募に要する費用負担  
応募に要する費用負担  
応募をするために要した費用は、応募者の負担とする。
- (12) 提出された応募書類等の不返還  
提出された応募書類等は、応募者に返還しないものとする。

附則(平成28年10月26日付け28農畜機第3586号)

この定めは、平成28年10月26日から施行する。

附則(平成29年11月6日付け29農畜機第4021号-8)

この定めは、平成29年11月6日から施行し、平成29年11月13日から適用する。

附則(平成30年12月28日付け30農畜機第5384号)

この定めは、平成30年12月30日から施行する。

附則(令和3年3月31日付け2農畜機第7395号)

この定めは、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和6年3月25日付け5農畜機第8400号)

この定めは、令和6年4月1日から施行する。